

労働者派遣をしようとするときの明示

契約 No.

令和〇年〇月〇日

○○ ○○ 様

(事業所名)

(許可番号)

I 明示すべき労働条件に関する事項

次の条件で労働者派遣を行います

協定対象派遣労働者であるか否か	☐ 協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日： 年 月 日） ☐ 協定対象派遣労働者ではない
賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期に関する事項	
1 基本賃金 イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円）、 ハ 時間給（ 円）、 ニ 出来高（基本単価 円、保障給 円）、ホ その他（ 円）、 ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等	
2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円／計算方法： ） ロ（ 手当 円／計算方法： ） ハ（ 手当 円／計算方法： ） ニ（ 手当 円／計算方法： ）	
3 所定時間外、休日又は深夜に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月 60 時間以内（ ） %、月 60 時間超（ ） %、所定超（ ） % ロ 休日 法定休日（ ） %、法定外休日（ ） % ハ 深夜（ ） %	
4 賃金締切日 （ ） ー毎月 日、（ ） ー毎月 日	
5 賃金支払日 （ ） ー毎月 日、（ ） ー毎月 日	
6 賃金の支払方法 （ ）	
昇給・賞与・退職手当の有無 ・昇 給 （ 有 （時期、金額等 ） , 無 ） ・賞 与 （ 有 （時期、金額等 ） , 無 ） ・退職手当（ 有 （時期、金額等 ） , 無 ）	
休暇に関する事項	
1 年次有給休暇 6 か月継続勤務した場合 → 日 継続勤務 6 か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日	
2 代替休暇（有・無）	
3 その他の休暇 有給（ ） 無休（ ）	
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	

Ⅱ 説明すべき措置の内容

1	法第30条の3の規定（不合理な待遇の禁止等）により措置を講ずべきこととされている事項に関し講ずることとしている措置の内容 (1) 派遣労働者の待遇のうち均衡待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な相違は設けないこと (2) 派遣労働者の待遇のうち均等待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で差別的な取り扱いをしないこと
2	法第30条の5の規定（職務の内容を勘案した賃金の決定）により措置を講ずべき事とされている事項 均衡待遇の対象となる派遣労働者の賃金について勘案する要素 (・ 職務の内容 ・ 職務の成果 ・ 意欲・能力又は経験 ・ その他の就業の実態に関する事項 ())